

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

令和 8 年 9 月 28 日

月 曜 日

第5573号

目 次

規 則

- 富山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 1

告 示

- 指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことにつき同意を求めるための届出 2
- 地籍調査の成果の認証
- 保安林の指定施業要件の変更予定 4

規 則

富山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 9 月 28 日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第43号

富山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

富山県中小企業高度化資金貸付規則（昭和42年富山県規則第55号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条中「1.00パーセント」を「1.35パーセント」に改める。

別表第 3 の 1 の項から 4 の項までの規定中「1.00パーセント」を「1.35パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の富山県中小企業高度化資金貸付規則の規定により貸付けの決定をした貸付金に係る貸付利率について

ては、なお従前の例による。

(地域産業振興室)

告 示

富山県告示第422号

指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことにつき同意を求めるための届出について

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第5条第3項の規定により次のとおり公示する。

なお、漁船損害等補償法施行令第5条第2項に規定する指定漁船調書は、富山県農林水産部水産漁港課及び黒部加入区にあっては黒部市生地中区 365番地、くろべ漁業協同組合において、新湊加入区にあっては射水市八幡町一丁目1100番地、新湊漁業協同組合において、令和8年9月28日から令和8年10月12日まで縦覧に供する。

令和8年9月28日

富山県知事 新 田 八 朗

発起人の氏名及び住所	加 入 区	その他
大伴 敏仁 黒部市生地19 濱田 勝弘 黒部市立野 253-1	黒部加入区 黒部市一円の区域	くろべ漁業協同組合 に対し、漁船損害等 補償法第 113条第 1 項の申出をする。
野口 和宏 射水市放生津町19番11号 塩谷 久雄 高岡市中曽根 797番地 1	新湊加入区 射水市一円（本江 を除く。）及び高 岡市一円（太田及 び渋谷を除く。） の区域	新湊漁業協同組合に 対し、漁船損害等補 償法第 113条第 1 項 の申出をする。

富山県告示第423号

地籍調査の成果の認証について

射水市における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和8年9月28日

富山県知事 新 田 八 朗

1 調査を行った者の名称

射水市

2 調査を行った時期

令和3年4月1日から令和8年3月3日まで

3 成果の名称

射水市（大字上野の一部、大字入会地の一部）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

射水市（大字上野の一部、大字入会地の一部）

5 認証年月日

令和8年9月8日

富山県告示第424号

地籍調査の成果の認証について

氷見市における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和8年9月28日

富山県知事 新 田 八 朗

1 調査を行った者の名称

氷見市

2 調査を行った時期

令和2年5月26日から令和6年3月11日まで

3 成果の名称

氷見市（大字堀田の一部）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

氷見市（大字堀田の一部）

5 認証年月日

令和8年9月8日

富山県告示第425号

地籍調査の成果の認証について

魚津市における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和8年9月28日

富山県知事 新 田 八 朗

1 調査を行った者の名称

魚津市

2 調査を行った時期

平成27年4月13日から令和2年3月17日まで

3 成果の名称

魚津市（本町の一部）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

魚津市（本町の一部）

5 認証年月日

令和8年9月8日

富山県告示第426号

保安林の指定施業要件の変更予定について

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年9月28日

富山県知事 新 田 八 朗

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県南砺市刀利字奥孫次郎谷13から23まで、24の1から24の30まで、25の1から25の8まで、25の17から25の19まで、25の22から25の39まで、29の19から29の23まで

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県南砺市猪谷字五上段3の11から3の15まで、小原字大谷2、211の2から211の5まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置

いて縦覧に供する。)